

議案第 64 号

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 27 日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東郷町条例第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（運営に関する基準）

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める基準は、府令の定める基準をもって、その基準とする。

（暴力団の排除）

第4条 特定教育・保育施設等は、東郷町暴力団排除条例（平成24年東郷町条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 主な改正内容

- (1) 運営に関する基準は、府令に定める基準とすること。（第3条関係）
- (2) 暴力団の排除について、規定すること。（第4条関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

公布の日から施行すること。